



CEPA V - 香港の拡大する機会

2007年7月

概要

- ・ CEPA原産地規則の適用品目が17品目追加され1,465品目に拡大
- ・ 28のサービス分野で40の自由化措置が追加
- ・ 香港居住者の個人経営店に対して新たに6分野開放
- ・ 金融産業、会議・展示会産業分野の協力

香港特別行政区（HKSAR）の設立10周年の直前にあたる2007年6月29日、中国中央政府と香港政府は、CEPAの最新段階に基づく自由化措置について合意した。これらの措置は2008年1月施行予定である。

2007年1月¹のCEPA IV措置に続いて合意したCEPA Vの自由化措置は、商品貿易、サービス貿易、貿易・投資サポート、金融部門の協力ならびに専門職資格の相互認定の分野に及んでいる。CEPA IIIで、2006年1月以降、CEPA原産地規則に適合するすべての香港原産製品の中国本土市場へゼロ関税で輸出することが認められた。2004年1月から2007年6月にかけてのCEPA施行により、ゼロ関税の適用対象は273品目から1,448品目に増大した。CEPA Vでは、さらに、4%から30%の関税率が適用されていた17品目が追加され、適用対象は計1,465品目になった。

10のサービス産業で15の自由化措置が実施されたCEPA IVに比べて、CEPA Vの自由化措

¹ CEPA IVに基づく自由化措置は<http://www.tdctrade.com/econforum/tdc/tdc060701.htm>に記載されている。

置実施分野はさらに拡大する。CEPA Vでは、新たな11サービス分野を含め、計28のサービス分野で40の自由化措置が実施される。CEPA Vでは、中国本土市場に輸出する際に他のアセアン加盟国のサプライヤー以上に特恵が与えられるため、香港企業はWTOプラスの待遇に加えて、CAFTAプラスによる優遇も期待できる²。

中国の市民権をもつ香港永住者は、CEPAに基づき中国本土各地に個人所有店を設置することができる。CEPA Vは、個人所有店の営業分野が作物栽培、畜産、水産養殖業、コンピュータ修理、技術交換・促進サービスの5分野に拡大された。これにより、香港居住者の起業がさらに奨励される。

香港の金融産業の発展を支援し、国際金融の中心としての香港の地位を維持するという第11次5か年計画に盛り込まれた本土政府の公約に従い、中国本土および香港政府は、金融分野の協力強化に合意した。例えば、中国本土銀行による香港業務子会社の設立を積極的に支援し、香港銀行の広東省支店設置の申請を迅速処理する措置が実施される。またこれとは別に本土は、香港企業による大規模国際会議・展示会の主催を支援し、これに協力することに合意した。

商品貿易

最新動向

中国中央政府本土は、2006年1月1日に施行されたCEPA IIIに基づき、中古電気機器・医療器具、化学廃棄物、都市ごみ、虎の骨、サイの角などの禁止品目を除くすべての香港原産製品にゼロ関税を適用した。ただし、適格品目がゼロ関税の適用を受けるにはCEPAの原産地規則を満たしていなければならない。CEPA原産地規則がまだ合意されていない品目に関しては、域内製造業者の要請を受け、香港政府が毎年2度、本土政府との協議を開始することになっている。

2004年のCEPA施行から2007年上半期までの間に中国本土および香港政府は、計1,448品目の原産地規則に関して合意に達した。2007年7月1日から、CEPAに基づくゼロ関税適格品目リストに新たに17品目が追加される。これによりCEPA原産地規則の適用を受け、ゼロ関税の適用を受ける品目が1,448品目から1,465品目に増大した。

新規追加品目には、切り花、枝・葉・草、チューインガム、サルファ剤配合薬剤、黒の印刷インク、圧延工具、ナイフおよび刃物、ピストンエンジン、クレーン、ビデオ録画・複製装置、カラープロジェクター、機械式腕時計などがある。2006年の香港のこれら17品目

² 中国とアセアンは、商品貿易（TIG）とサービス貿易（TIS）の両方で合意に達し、2010年までに中国アセアン自由貿易区（CAFTA）を設置することにも合意した。2007年7月1日に施行されたCAFTA-TIS協定では、アセアン諸国のサービス企業に中国本土市場へのアクセス優遇措置を提供することが規定されている。

<http://english.mofcom.gov.cn/article/newsrelease/significantnews/200701/20070104272435.html>

の対本土輸出高はわずか800万香港ドルであった。しかし、ゼロ関税が適用されたことで今後、これら品目の本土向け国内輸出は増大の一途を辿るであろう。ゼロ関税が適用されない場合、これら17品目には4%から30%の関税率が適用される。

ゼロ関税適用品目に追加された香港原産の17品目の詳細

本土の2007年 関税コード	製品の説明	現行の適用 関税率(%)	2006年の香 港の対本土 輸出高(100 万香港ドル)
06039000	乾燥または染色した絶滅危機種植物の切り花および蕾、その他の乾燥または染色した切り花および蕾	23	0
06049900	絶滅危機種の植物の枝、葉、草、その他の植物の乾燥または調製した枝、葉、草	10	0
17041000	シュガーコートまたはシュガーコート無しのチューインガム	12	0
30049010	サルファ剤配合薬剤	6	0
32151100	黒の印刷インク	6.5	7.705
82077000	圧延工具	8	0.011
82081000	ナイフおよび金属細工品用の刃物	8	0.350
84073300	第87章の乗り物の推進力用の排気量が250 CC以上、1,000 CC未満の往復式ピストンエンジン	10	0
84073410	第87章の乗り物の推進力用の排気量が1,000 CC以上、3,000 CC未満の往復式ピストンエンジン	10	0
84073420	第87章の乗り物の推進力用の排気量が3,000 CC以上の往復式ピストンエンジン	10	0
84082010	第87章の乗り物の推進力用の出力132.39 kw (180馬力)以上の圧縮着火ピストンエンジン	4 9	0
84264910	自走クローラクレーン	8	0
84264990	タイヤ走行方式ではないその他の自走クレーン	13	0
85219090	その他のビデオ録画・複製装置	20	0
85286910	その他のビデオプロジェクター	30	0
91022100	その他の機械式自動巻腕時計	11	0
91022900	その他の機械式非自動巻腕時計	15	0
計	N.A.	N.A.	8.066

香港製品にとってのコスト削減

ゼロ関税の適用は、中国本土で販売される香港原産国内輸出品のコスト削減という直接的利益をもたらす。2004年1月から2007年6月にかけてCEPAの各段階で総額86億6,000万香港ドルの製品に相当する計2万4,174件の香港原産地証明書（CEPA）が発行された。最大の受益産業は繊維・衣料であり、それに食品・飲料、医薬品、プラスチック・プラスチック製品、化学品、紙・印刷物、着色剤が続く。

原産地証明を受けた香港原産品の内訳 (2007年6月30日現在)

製品の種類	原産地証明書の発行件数
織物・衣料	7,189
食品・飲料	5,215
医薬品	3,386
プラスチック・プラスチック製品	3,316
化学品	1,326
紙・印刷物	1,045
着色剤	1,004
卑金属製品	982
電機・電子製品	386
ジュエリー・貴金属	231
時計・腕時計・時計部品	143
光学・写真・映画機器	83
化粧品	40
食品残渣・飼料	20
皮革・毛皮製品	17
機器	12
家具	1
玩具・ゲーム・スポーツ用品	1
その他	3
計	24,174

注記：複数品目を対して発行された原産地証明があるため、合計件数は各項目の合計数を下回る。

実際、ゼロ関税適用品目が2004年の374品目から現在の1,465品目に急激に拡大されたことで、香港の対本土国内輸出に占めるCEPA適用品目の比率が3%から約10%に増大した。

CEPA 適用品目の輸出高および香港の対本土輸出に占める比率

年	輸出高 (100万香港ドル)	対本土輸出高に占める比率	国内輸出に占める比率
2004	1,150	3.0	0.9
2005	2,366	5.3	1.9
2006	3,254	8.1	2.4
2007 (1~5月)	1,578	9.8	3.8

原産地規則の適用品目の拡大にともなって、ゼロ関税の適用により香港での製造活動が促進され、香港の本土向け輸出が勢いづくことになるであろう。現在、CEPA原産地規則が規定されているのは1,465品目だけだが、香港製造業者が申請し、それを受けて原産地規則に関して合意が成立すれば、今後は他の全品目にもゼロ関税が適用される。香港の既存生産設備もゼロ関税の恩恵を受けることができる。

大半の香港製造業者は、今後も本土を主要生産拠点として利用し続けるであろう。しかし、CEPAの特典を利用して香港の既存生産設備の再活性化や新生産ラインの導入を検討する企業も出てくるだろう。一方、また香港の本土に輸出される香港製品へのゼロ関税の適用の優位性にひかれ、他アジア地域のかわりに香港への生産ライン設置を計画する外国企業も出現するであろう。

このような企業の最終市場またはターゲット市場は中国本土であるから、香港のゼロ関税によるコスト削減額が、香港の高生産コストを相殺できるほどでなければならない。もしくは、香港が高い知的所有権（IP）価値を創出するか、より優れたIP保護を提供すれば、高付加価値要素（ブランド、デザイン、品質、技術）やIP要素がコスト構造の主要部分を占める製品において、香港で生産される可能性がそれだけ高くなる。

こうした理由から、大規模な生産を必要としない高付加価値または高IP価値比率産業が香港に生産設備を設置する可能性が予想される。そうした産業は、主としてデザイン要素の高いハイエンドのライフスタイル製品に関連した産業である。その一例として、香港では現在も高い生産能力をもつ衣料品が挙げられる。香港の衣料品メーカーは、2005年までは、香港に輸出枠割り当てがあったため、香港企業は、香港が利用できる輸出枠に合った域内生産をしてきた。しかし香港メーカーは現在、米国およびEUによって中国本土原産衣料品に再度課された輸出枠を回避することができる。

本土では国内食料品の安全性に関する懸念が広まっている。したがって「Made in Hong Kong」の加工食品の品質に関して、中国本土の消費者はより強い信頼を置いている。「Made in Hong Kong」の加工食品は、本土の消費者の間で人気を集め、香港での生産の拡

大が予想される。また投資家による専有技術や研究成果の強力な保護が必要となる医薬品等の産業も、香港は魅力的な投資先になるであろう。ただし医薬品輸出の場合、中国本土の医薬品輸入に関する規則の適用を受ける。

製造業投資に対する影響

香港原産品の対中国本土輸出機会の拡大に伴い、既存の香港産業が生産量および生産能力の拡大を促されるだけでなく、CEPAによって香港企業や外国企業が香港への新規生産施設設置が促されるであろう。現在、CEPAに基づく原産地規則は1,465品目だが、香港の製造業者の申請により、現在は香港で生産されていない品目を含め、今後さまざまな品目に関しても原産地規則が制定され、ゼロ関税が適用されるであろう。このようにCEPAには、新規産業投資や新規製造活動を香港に誘致するうえで、すぐれた効果を発揮するであろう。

CEPAの第1、第2および第3段階に関して香港特別行政区が最近実施した調査によれば³、CEPAによって、2005年および2006年は、香港の製造業に3億500万香港ドルの追加資本投資され、2007年以降も2億3,900万香港ドルの投資が計画されている。また、2004年から2006年にかけてCEPAによって香港の貿易・製造分野で3,319人の雇用が創出された。さらに2007年も1,562人の雇用が創出される見込みである。

現在、香港企業の多くの中国本土工場は、海外市場向けのOEM生産を行っている。自社ブランドを開発し、本土市場への販売を行っている企業もあるが、その多くは中価格帯から中高価格帯の製品である。今後、香港企業は、ゼロ関税のメリットを利用して、本土の高価格帯市場をねらった高級製品の生産や新ブランドを立ち上げることもできるであろう。

特定のライフスタイル製品やファッション製品に関しては、「Made in Hong Kong」ラベルによって本土市場でやや高めの価格設定をすることができる。しかし香港製品はブランドイメージや高級イメージをさらに強化しなければならない。それは、本土の量産品市場では価格が購入決定の中心要因になっているからだ。ブランド製品でも、一旦そのブランドが受け入れられてしまえば、原産地はあまり重要ではなくなる。したがってブランドイメージや高級品イメージの強化を怠れば、香港に量産品生産ラインが設置される可能性が遠のくことになる。

CEPAのゼロ関税措置の恩恵を受けて香港に生産施設を設置し、製品を本土に輸出して利益を得るためには、次のいずれか、または複数の要因を満たしていなければならない。

³ 調査結果はhttp://www.tid.gov.hk/english/cepa/statistics/statistics_research.htmlに記載されている。

ゼロ関税の恩恵を受けるための基準

ゼロ関税によるコスト削減が大きいこと。
中国本土から調達するのではなく、海外から輸入する原料または中間財を利用すること。
製品の生産に関して香港に良いイメージや評判があり、「Made in Hong Kong」ラベルによって高めの価格設定ができること。
労働投入量ではなく、ブランド、デザイン、品質、技術等の面で付加価値の高い高価格製品であること。
コスト構造に占めるIP価値比率の割合が高く、したがって強力なIP保護を必要とすること。
量産品ではなく、限定製品であること。
香港で十分な熟練労働者を利用できるか、先進的な生産技術に適応する能力が香港にあること。

CEPAの利益に与ることができるのは、主に既存産業のニッチおよび高価格帯製品である。ハイファッション製品やアクセサリー、スタイリッシュな時計、眼鏡のようなライフスタイル製品は、デザインおよび品質管理面の香港の強みと評価を利用して、本土の新興中流階級向けの高級ブランドや製品を開発できるであろう。ライフスタイル製品以外では、品質や安全性の面で本土製品よりも勝っている特定加工食品にとって、“Made in Hong Kong”のラベルが重要な役割を果たすであろう。

伝統産業以外にも香港は、占有技術、処方または発明に対する強力な保護を必要とする産業で、香港および外国企業の投資を誘致できるだろう。特に本土で外国人投資家による100%所有会社の設立がまだ制限されている産業が有望である。例えば、本土で特定の医療品、小型クローラブルドーザー、小型トラッククレーンなどの「制限産業」⁴に進出する外国人投資家は、合弁事業を設立しなければならない。このような産業では占有技術や発明のIP価値が高いため、外国人投資家は、本土での合弁事業設立よりも香港での100%所有企業を選ぶ可能性がある。

本土において外国人企業の製造プロジェクトに対する出資比率が制限されていない一部の産業でも、本土市場をターゲットにするか、香港と本土の経済的相乗効果の利用を狙う外国人投資家から、R&D施設や占有技術製品生産工場の香港への誘致を獲得できる可能性がある。特に本土市場の事業環境に馴染みが無く、本土に独立したR&D施設を設置するだけの経済的余裕のない中規模企業の場合に有望である。香港の高水準の知的所有権保護、自由港としての地位、それに本土との効率的なゼロ関税貿易を可能にするCEPAの利点が、こうした外国企業の投資を誘致するための競争優位性として機能するであろう。

4 中国政府は産業開発の指針に沿って、外資ガイドラインに関する暫定規定および外資産業ガイダンス集を発表した。暫定規定では、外資プロジェクトが奨励、許可、制限、禁止の4つに区分されている。制限カテゴリーのプロジェクトの場合、申請手続や出資比率の制限などの面でより厳重な制限が外国人投資家に課される。ガイドライン集では、制限産業リストに13の主要製造業が記入されている。

サービス貿易

最近の動向

CEPA Vでは、11の新サービス分野、17の既存分野の計28のサービス分野で40もの自由化措置が実施される。したがって、CEPAの適用サービス分野は2008年1月1日からCEPAの新規定に基づき27分野から38分野に拡大されることになる。

具体的には、中国本土はCEPA Vに基づき法律、医療、コンピュータおよび関連サービス、不動産、市場調査、経営コンサルティング関連サービス、公益事業、就職仲介、ビル清掃、写真、印刷、翻訳および通訳、会議・展示、電気通信、音響・映像（AV）、流通、環境、保険、バンキング、証券、高齢者社会サービス、観光、文化、スポーツ、輸送（空輸、陸運、海運を含む）、個人所有店の計28分野を自由化することに合意した。

CEPAの適用サービス分野

会計	運送	印刷*
広告	情報技術	専門職資格試験
空港サービス	個人所有店	公益事業*
音響・映像（AV）	保険	証券
バンキング	職業紹介	経営コンサルティング&プロジェクト管理関連サービス
ビル清掃*	就職仲介	スポーツ関連サービス*
コンピュータおよび関連サービス*	法律	倉庫保管
建設・不動産・関連専門サービス	物流	付加価値通信サービス
会議・展示	経営コンサルティング	観光
文化エンターテイメント	市場調査*	商標登録サービス
流通	医療・歯科	輸送
高齢者サービス*	弁理士	翻訳・通訳*
環境*	写真	

* CEPA Vの新規追加分野

法務サービス

CEPAは、香港企業にWTOプラスの自由化措置を与えているため、他諸国企業よりも有利に進出できるようにした（下表左半分「現行のアクセス範囲」に記入された、中国本土の規制が本土市場へのアクセスに現在適用されている）

現在、本土の外国法律事務所は、中国の法律業務への従事や本土の法律事務所との提携が禁止されている。それに対して本土に駐在員事務所を設置した香港の法律事務所は、駐在員事務所が所在する省、自治区、直轄市に所在する本土の法律事務所と提携することができる。さらにCEPA Vでは、提携相手である本土法律事務所の地理的制限が廃止され、本土の法律事務所との提携を計画する香港法律事務所により大きな柔軟性が与えられた。

CEPA Vに基づき新たに柔軟性が追加されたことで、香港の法律事務所は、駐在員事務所の所在する省、自治区、直轄市以外の企業を含め、提携パートナーをより自由に選択できるようになった。このことは、本土での法務サービス開発に加えて、リソースの有効活用や事業機会の拡大にも役立つであろう。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づく香港企業のアクセス範囲
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国法律事務所：中国本土法律事務所との提携を禁止されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本土法律事務所と提携するには、<u>香港の法律事務所</u>は次の4つの条件を満たしていなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 独自の社名、社屋、定款がなければならない。 2. 資産が10万人民元以上 3. パートナーが3名以上（弁護士資格を所有し3年以上の実務経験が必要） 4. 提携契約が書面で既定されていないなければならない。 ・ CEPAでは、<u>香港の法律事務所と提携する本土の法律事務所</u>は、設立後3年以上経過していなければならないと規定されている。本土の法律事務所に雇用される常勤弁護士の人数は規定されていない。 ・ 現在、本土に駐在員事務所を置く香港法律事務所は、駐在員事務所が所在する省、自治区、直轄市に所在する本土の法律事務所との提携が許可されている。 ・ 2008年1月から本土に駐在員事務所を置く香港法律事務所は、本土法律事務所の所在地を制限されることなく、本土企業1社と提携することを許可される。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国法律事務所の駐在員事務所：毎年6ヶ月の駐在が義務づけられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 香港の法律事務所の駐在員事務所：駐在義務を免除されている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国法律事務所は中国法の業務に従事することを禁止されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本土の弁護士資格または法務専門職資格を取得した香港居住者は、本土での訴訟以外の法律業務を実習または従事することができ、さらに本土の弁護士同様に香港関連の婚姻および相続関係起訴に関して取り扱うことができる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・香港の法廷弁護士は、市民資格で民事訴訟において代理人を務めることができる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・中国公民の香港居住者は、本土の司法試験を受験できる。 ・本土の法律事務所で1年間の実習を受ける法律専門職資格を取得した香港居住者は、弁護士としての営業を申請できる。実習は、香港に設置された本土法律事務所の支社で受けることができる。

医療

CEPAによって香港の開業医に中国本土市場の門戸が開かれた。CEPA Vで資本および規制要件がさらに緩和され、香港の医師および医療機関経営者はより大きな事業機会が与えられた。具体的には、本土に医療機関（診療所を含む）を設置するために必要な最低資本投資額や合併事業の契約基本額が2,000万人民元から1,000万人民元に50%引き下げられた。また本土の開業医資格を取得した香港の医療サービス企業は、本土の開業医と同じ条件で個人診療所を本土に設置できるようになった。

本土では高品質な医療サービスに対する需要が満たされていない。香港経営の診療所や香港で訓練を受けた医師による香港の高品質医療サービスの提供は、競争の導入になり本土市場の医療サービスの品質改善に役立つであろう。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づく香港企業のアクセス範囲
<ul style="list-style-type: none"> ・外国企業が過半数を所有する合併事業による病院や診療所の設置が許可されている。合併病院の最低投資額は2,000万人民元で、外国企業は最大70%の所有を許可されている。また合併事業の存続期間は20年間以下に制限されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・CEPA Vの規定に従い2008年1月から、医療機関設置のために必要な最低資本投資額および合併事業の契約基本額が2,000万人民元から1,000万人民元に引き下げられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・合併病院または診療所が雇用する医療スタッフの大半は中国国籍を有していなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併病院または診療所は医療スタッフの大半に香港永住者を雇用できる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・香港で開業する法的資格を所有し5年間以上の実務経験を持つ香港永住者は、本土の開業資格を取得した後、本土

	<p>で開業することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CEPA Vでは、開業医資格を所有する香港企業は、本土の開業医資格保有者と同じ条件で<u>個人診療所</u>の設立を申請できると規定されている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国衛生部が本土で短期医療サービスを提供する外国人開業医に対して発行する開業免許の有効期間は、最長6ヶ月である。免許は失効時に1年間の延長を申請できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 香港での法的な開業資格を有する開業医に対して発行される開業免許の有効期間は、最長3年である。免許は更新可能である。 ・ 香港で医院および歯科の開業医資格を有する香港永住者は、本土の資格試験を受験できる。

会議・展示会サービス

中国は、WTO加入議定書で会議・展示会産業に関する公約をしていなかったが、2004年3月に外国企業にこの分野へのアクセスを提供した。しかし、本土の外資系企業は、海外市場での展示会主催を許可されていない。

それに対して本土において100%所有子会社または合弁香港企業は、CEPAに基づいて2007年1月以降、香港およびマカオでの展示会主催を許可された。さらに広東省および上海市で100%所有子会社または合弁香港企業は、CEPA Vの規定に従い2008年1月以降、海外市場での展示会主催も許可される。

またCEPA Vに基づき香港企業は、試験的に越境サービス提供の形式で広東省および上海市での展示会主催を許可される。この措置は、営業所開設に伴う投資に縛られることなく展示会を主催する柔軟性が得られるため、広東省や北京市に営業所を開設していない中小規模の香港企業に特に有益である。

さらに中国本土と香港は、大規模国際会議や展示会の主催分野で本土が香港を支援することによって、この分野の中国本土と香港の協力関係を強化することになっている。

CEPA Vに基づく会議・展示会分野の自由化措置は、「海外進出」や香港企業主催の海外展示会参加の関連市場を目指す広東省や上海市の企業だけでなく、香港の地域における主要会議・展示会センターとしての地位の強化にも有益である。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づく香港企業のアクセス範囲
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国の会議・展示会企業は、本土で100%所有子会社または合弁会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 香港の会議・展示会企業は、本土で100%所有子会社または合弁会社を設立し、香港およびマカオで展示会を主催することができる。

社を設立し、次のサービスを提供できる。 1. 本土での展示会および会議の開催 2. 海外市場での会議の開催	・香港企業によって広東省および上海市に100%所有子会社または合併会社として設立された会議・展示会企業は、2008年1月以降、試験的に海外で展示会を主催できる。# 参加企業は、広東省または上海市の登録企業でなければならない。
	・2008年1月以降、香港の企業は、試験的に越境サービスの形式で広東省および上海市で展示会を開催できる。##

注記: # 本土の適用法および規制に基づき、中国国際貿易促進委員会 (CCPIT) の承認を得なければならない。

本土の適用法および規制に基づき、中国商務部 (MOFCOM) の承認を得なければならない。

銀行

香港の銀行業は、CEPAから大きな利益を得ている。特に市場参入制限の大幅引き下げに伴い、香港の中小規模の銀行に対し中国本土の市場がこれまで以上に開放された。例えば、WTOの公約では本土市場進出のために必要な最低総資産額は200億米ドルだが、これが60億米ドルまで引き下げられた。「営業実績要件」も「香港で5年以上の営業実績」から、CEPA Vでは引き下げられ、「2年以上の支店経営」と「香港で設立から3年以上の実績」で、香港の銀行と認められるようになった。

またCEPA Vでは、本土銀行の株式を取得する香港銀行に義務づけられた申請年前年末における総資産額要件が、100億米ドル以上から60億米ドル以上に引き下げられ、香港の中小銀行にさらに柔軟性が与えられた。すなわち支店または企業（100%所有子会社および合併事業を含む）設立、あるいは本土銀行の株式取得のいずれにしる、本土市場に進出する香港銀行には、総資産額60億米ドル以上という一律の資産要件が適用されることになる。創興銀行 (Chong Hing Bank) や富邦銀行 (Fubon Bank) などの香港銀行がCEPA Vの新規定の恩恵を受けることになるであろう。

中国本土の第11次5か年計画には、「香港の金融産業の発展」および「国際金融センターとしての香港の地位の維持」を支援すると明記されている。これを受け香港と本土は、CEPA Vで金融分野の強力推進に合意した。

また中国本土は、本土銀行の香港子会社設立を支援を計画している。これは、CEPAに基づき中国政府が、国際的なベストプラクティスの修得するための香港でのネットワーク作りや国際資金および外貨取引センターの香港移転を目的とし、これまでの金融部門の公約をさらに強化し、さらには本土金融機関の香港市場への積極的参加を奨励するというものである。さらに本土の金融機関は、香港証券市場への上場を奨励されている。香港証券市場は、本土の大手銀行が上場したことで2006年に注目を浴びるようになった。

CEPA Vに基づき本土は、香港銀行の広東省、華西中部、華北東部への支店開設申請の迅

速処理窓口の設置を約束した。これらの処置は香港銀行が、本土農村部への農村銀行設立を奨励することになり、本土進出を加速すると同時に、本土の金融産業の発展にも役立つであろう。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づく香港企業のアクセス範囲
<ul style="list-style-type: none"> 外国銀行が本土に支店を設立するには、資産総額が200億米ドル以上でなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 香港銀行* が本土に支店を設立するには、資産総額が60億米ドル以上でなければならない。 注記：「香港銀行」と認められるには、(1) 香港の登記銀行でなければならない、(2) 香港で5年以上の営業実績がなければならない。 2008年1月以降、香港銀行として認められるための営業実績要件が、2年間の支店経営と香港での設立から3年以上の営業実績に引き下げられる。
	<ul style="list-style-type: none"> 2008年1月1日以降、本土銀行の株式を取得する香港銀行に義務づけられた申請年前年末における総資産額要件が、100億米ドル以上から60億米ドル以上に引き下げられる。
<ul style="list-style-type: none"> 外国銀行は、すでに出張所を営業している都市に支店を設置できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 合併事業設立前の駐在員事務所の開設義務が廃止された。

証券、先物および資産運用

CEPAは、香港の証券および先物分野の企業および専門家には中国本土市場へのより容易なアクセスを提供する一方、本土の適格証券および先物企業には香港での子会社設立を許可している。

CEPA Vでは、中国証券規制委員会（CSRC）の承認を得た本土の資産運用会社は、関連業務を行う子会社を香港に設立することが許可される。また本土の証券企業が香港に子会社を設立する際の登録手続期限を、6ヶ月から1年に延長されるので、本土企業が香港証券先物委員会（SFC）から免許を取得するための時間的余裕が拡大された。

CEPA Vによるこれら2つの措置は、以前の段階で実施された措置と合わせ、香港の金融産業の基盤を拡大し、地域の金融センターとしての香港の地位を強化するのに役立つであろう。

人民元業務

中国本土政府は、香港輸入企業による本国直接輸入取引の人民元決済の許可や、本土金融機関の香港での人民元建て債券の試験的発行の許可を含め、香港におけるさらなる人民元（RMB）業務拡大の範囲を本土・香港間協力の一環として検討すると述べた。

2007年7月、中国開発銀行（CDB）は本土の金融機関として初めて人民元建て債券を香港で発行した。同行が一般投資家および機関投資家向けに発行した総額50億人民元のRMB債券に対し、発行額の約3倍の申込があった。この第1回RMB債発行の大成功は、香港のRMB債市場開発のための基礎を築いただけでなく、香港と中国本土の間に新たな金融仲介事業のチャンネルを切り開いた。

保険

香港のアクチュアリーと保険企業には、CEPAに基づき中国本土市場に対するより容易なアクセスが与えられている。CEPA Vでは、香港の保険代理店が本土に100%所有子会社を設立し、本土の保険会社に保険代理店サービスを提供できるようになった。ただし、この子会社は、香港本社の保険製品を販売することはできない。

香港の保険業管理処（OCI）および中国保険監督管理委員会（CIRC）は、香港への試験センター設置を目的として、香港居住者の深圳での保険仲介業資格試験の受験を許可する協力協定を2004年2月に締結した。CEPA Vでは、2008年中に香港に試験センターを設置することになっている。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づく香港企業のアクセス範囲
外国保険会社の市場アクセス条件： 1. 総資産額50億米ドル以上 2. 30年以上の営業実績 3. 本土に2年以上、駐在員事務所を設置	・次の市場アクセス条件を満たす香港の保険企業は、グループ再編または戦略的合併を通じて本土市場に進出できる。 1. 総資産50億米ドル以上 2. グループ内の香港企業1社が、30年以上の営業実績 3. グループ内の香港企業1社が、本土に2年以上、駐在員事務所を設置
	・2008年1月以降、香港の保険代理店は本土に100%所有子会社を設立し、保険代理店サービスを本土の保険会社に提供できる。
・外国人アクチュアリーは、本土のアクチュアリー資格を取得した後、CIRCの営業許可を得なければならない。	・中国のアクチュアリー資格を持つ中国公民の香港居住者は、事前承認を得ずに香港で営業できる。 ・本土のアクチュアリー資格を持ち、本土の保険会社に雇用されている香港居住者は、保険関連業務に従事できる。 ・CEPA Vでは、本土の保険仲介業資格のための試験センターを香港に設置すると記されている。

観光および観光関連サービス

CEPAに基づく個人旅行制度（IVS）は、特に観光、ホテル、小売、ケータリング、エンターテインメント分野で香港経済の成長に貢献している。これまでにIVSを利用して香港を

訪れた中国本土の旅行者は、累計2,000万人を超える。2007年5月だけでも、前年同期比43%増の67万8,000人がIVSを利用して香港を訪れている。これは、本土からの全観光客の56%に相当する。

IVS以外にも、香港の観光代理店はCEPAに基づいて、他国の競合他社よりも先に100%所有子会社を本土に設置することを許可されている。また香港企業の場合、本土への子会社設置のために必要な最低年商も引き下げられている。CEPA Vでは、2008年1月以降、本土に100%所有子会社または合併事業を設置する香港の旅行代理店に義務づけられる最低年商がさらに引き下げられる。

現在、広東省に100%所有子会社または合併企業を設置した香港の旅行代理店は、広東省永住者のための香港・マカオ団体ツアーの開催を試験的に申請することができる。これは、海外旅行市場を開放しようとする本土政府の重大な活動のひとつである。CEPA Vでは、この試験的な海外旅行の適用地がさらに拡大され、広西、湖南、海南、福建、江西、雲南、貴州、四川に100%所有子会社または合併企業を設置した香港の旅行代理店も、団体旅行を開催できるようになる。

CEPA Vの自由化措置は香港の観光産業により大きなビジネスチャンスをもたらし、本土から香港を訪れる観光客を増大させるであろう。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づく香港企業のアクセス範囲
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外資系合併旅行代理店の設立が許可されている。 - 合併旅行代理店を設立する外国企業は、(全世界)年商が4,000万米ドル以上でなければならない。 ・ 2007年末に100%所有子会社による旅行代理店設立が許可される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CEPAに従い、香港の旅行代理店に対する最低年商が引き下げられた。 - 100%所有子会社の場合年商2,500万米ドル以上、合併会社の場合年商1,200万米ドル以上 - 2008年1月以降、100%所有子会社の場合年商1,500万米ドル以上、合併会社の場合年商800万米ドル以上にさらに引き下げられる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広東省に100%所有子会社または合併企業を設置した香港の旅行代理店は、広東省永住者のための香港・マカオ団体ツアーの開催を試験的に申請することができる。 ・ 2008年1月以降、広西、湖南、海南、福建、江西、雲南、貴州、四川に100%所有子会社または合併企業を設置した香港の旅行代理店も、香港・マカオ行きの団体旅行の開催を試験的に申請できるようになる。

音響・映像（AV）

CEPAの現行規定には、テレビドラマ番組の制作を含め、香港の音響・映像サービス産業のための重要な自由化措置が含まれている。中国国家ラジオ映画テレビ総局（SARFT）は、本土・香港間で、テレビドラマの共同制作が計画されていることを考慮して、テレビドラマのテーマ、粗筋、主要制作スタッフのリスト、制作プランを含む共同制作計画の提出を、共同制作の本土側パートナーに義務づけた。

CEPA Vでは、香港・本土のTVドラマ共同制作計画に提出関して、各話の粗筋文を文字数が5,000語以上から1,500語以上に削減された。これによって制作会社の管理費と時間が削減されると同時により大きな柔軟性が与えられ、制作手続が円滑化されるであろう。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づく香港企業のアクセス範囲
・外国企業と中国との共同制作テレビ番組の完成テープを、SARFTが承認する。	・香港のアーティストまたは制作スタッフが参加した本土のTV番組の完成テープを、各省のラジオ・テレビ監視局が承認する。
・プライムタイム（19：00～22：00）に本土でのテレビ放送が許可された輸入テレビ番組または共同制作テレビ番組はほとんどない。	・香港・本土の共同制作TV番組は、本土制作のTV番組と同じように放送、配信することが許可されている。 ・共同制作TV番組 - 主要クリエイティブ・スタッフ*の3分の1以上が本土の人間でなければならない。 - 本土企業が制作会社の51%以上を所有していなければならない。
・共同制作テレビドラマ番組の総話数は最大30話に制限されている。	・香港・本土共同制作TV番組の総話数に対する制限は、本土制作TV番組と同じである。
・共同制作テレビ番組の各話の粗筋を5,000語以上の中国語で説明しなければならない。	・2008年1月以降、本土・香港共同制作のTVドラマの各話の粗筋を説明するための最低文字数が、1,500語以上に引き下げられる。

注記：* 主要クリエイティブ・スタッフとは、監督、脚本家、カメラマン、主要アーティスト（主演男優/女優、主要客演男優/女優を指す）

文化サービス

中国本土が文化およびクリエイティブ産業の開発に着手したことを受けて、CEPA Vには、中国本土で芸術上演に従事する香港企業の文化活動を振興する措置が含まれている。中国のWTO加入議定書の公約には、文化市場開放の公約は盛り込まれていなかった。しかしCEPAでは、香港企業による100%所有子会社または合併企業による上演会場の設立だけで

なく、合併企業または協力事業による芸術公演代理店の設立も許可されている。

CEPA Vでは、本土に芸術公演代理店を設立する際の香港企業の出資比率の制限が廃止され、100%所有子会社の設立が許可された。また芸術公演代理店または芸術公演団体は、管轄当局の承認を得ることを条件に、試験的に越境サービスの形式で広東省および上海において商業上演を行えるようになった。商業上演とは、収益目的で一般大衆を対象に開催されるライブ上演活動を指す。商業拠点の設置に伴う投資に縛られることなく広東省および上海市で商業上演を行う柔軟性を与えるこのCEPA V規定は、中小企業で財源の限られた香港のアーティストおよび芸術公演団体に大きな利益をもたらすであろう。

広東省および上海での商業上演の開催を希望する芸術公演代理店または芸術公演団体は、広東省または上海市の管轄当局の追加承認を取得する前に、芸術公演代理店および担当者に関する情報を文化部に提出し、その承認を事前に得なければならない。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づく香港企業のアクセス範囲
<ul style="list-style-type: none"> 海外企業には開放されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 香港企業は、100%所有子会社または合併企業/協力事業の形式で本土に芸術上演会場、画廊、アートショップ、芸術展示センターを設置することができる。 香港企業は、合併企業または協力事業形式で芸術公演代理店を設置できる。 2008年1月以降、香港企業は、100%所有子会社で芸術公演代理店を設置できる。
	<ul style="list-style-type: none"> 香港の芸術公演代理店は本土に支店を設置できる。 2008年1月以降、香港の芸術公演代理店または芸術公演団体は、当該省または市の管轄当局の承認を得ることを条件に、越境サービスの形式で広東省および上海市において商業上演を行うことができる。 - 本土で商業上演を行う芸術公演代理店または上演芸術グループは、文化部の事前承認を得なければならない。

就職仲介業

CEPAに基づき、巨大な中国本土市場に進出しようとする香港の就職仲介業に大きな柔軟性が与えられた。またCEPAに従い、登記資本最低額が大幅に引き下げられ、また外国企業の場合には、就職仲介分野の合併企業の過半数所有が許可されていないのに対して、香港企業は現在70%まで所有でき、2008年1月以降に100%所有が可能になる。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づく香港企業のアクセス範囲
<ul style="list-style-type: none"> 外国企業は本土に就職仲介合併企業を設立 	<ul style="list-style-type: none"> 香港企業は、本土に就職仲介合併企業を設立し、その過半数を所有できる。

<ul style="list-style-type: none"> し、その少数を所有できる。 ・外国企業の出資比率は25%以上、49%以下でなければならない。 ・最低登記本金は30万米ドル 	<ul style="list-style-type: none"> - 香港企業は合弁企業の最大70%まで所有できる。 - 2008年1月以降、香港企業は100%所有の就職仲介企業を本土に設立できる。 ・最低登記資本は12万5,000米ドル
---	--

運輸

航空輸送

CEPAに基づき、航空輸送販売代理店業の香港企業に中国本土市場に対する拡大アクセスが提供されている。香港企業は現在、100%所有子会社、合弁会社、または契約ベースの合弁会社のいずれかで航空輸送販売代理店を本土に設立し、国内および国際輸送サービス（香港、マカオ、台湾を含む）を提供できる。これは、タイプIおよびタイプIIの乗客および貨物航空輸送販売代理店業に該当する。香港企業に適用される登記資本要件は本土企業と同一である。

ただし、中国航空運輸協会（CATA）発行の中国民間航空輸送代理店資格手続の規定によれば、100%所有子会社、合弁会社、または契約ベースの合弁会社のいずれにしる、本土でタイプIおよびIIの航空輸送販売代理店の設立を申請するには、CATAの現地代表事務局による詳細な予備審査を受けなければならない。CEPA Vではこの規定が緩和され、申請をCATAに直接提出してCATAの審査を受けられるようになった。

またCEPA Vでは、本土での航空輸送販売代理店設立を申請する際に必要な経済的保証を、本土の中国資本の銀行またはCATA推薦の保証企業（保証を受ける香港企業の資本金が、保証する中国資本の企業の資本金以下の場合のみ）が行えるようになった。申請手続の円滑化と経済保証を行う企業の資格の明確化は、航空輸送販売代理店の設立を申請する香港企業に役立つであろう。

さらにCEPA Vでは、香港企業が、本土コンピュータ予約システム（MCRS）サービス企業と少数所有合弁企業を本土に設立できるようになった。ただしそのための合弁事業設立免許には、その必要性について経済的検証が課される。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づく香港企業のアクセス範囲
航空輸送サービス ・外国企業は少数所有合弁会社を設立し、航空	航空輸送サービス ・香港企業は100%所有子会社を設立し、航空輸送販売代理店業をおこなうことができる。

<p>輸送関連サポートサービスを提供することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 適用される登記資本要件は本土企業と同一である。 ・ 2008年1月以降、香港企業は本土に所在する中国資本の銀行またはCATAの推薦する保証企業の経済保証を提出することで、100%所有子会社、合弁会社、または契約ベースの合弁会社のいずれかで航空輸送販売代理店の設立を申請できる。 ・ さらに100%所有子会社、合弁会社、または契約ベースの合弁会社のいずれかで航空輸送サービス販売代理店の設立を申請する際、香港企業はCATAの地元の事務局による詳細な予備審査を受けずに、CATAに直接申請書類を提出できる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2008年1月以降、香港企業は、本土コンピュータ予約システム（MCRS）サービス企業と合弁企業を本土に設立できる。ただし、香港企業の出資比率は50%未満でなければならない。 - 合弁事業設立免許には、経済的必要性の検証が課される。

陸上輸送

香港企業は現在、CEPAに基づき、香港・中国本土各省間の直通ノンストップ陸上貨物輸送サービスおよび貨物輸送ステーションや自動車修理工場等の陸上輸送関連サービスを提供することができる。

さらに香港のフランチャイズ・バス・運行企業は、本土の直轄市に100%所有子会社を設立し、公共輸送業を提供できる。また香港のフランチャイズおよび非フランチャイズ・バス運行企業⁵は、本土の9省に合弁事業を設立し、大都市間輸送サービスを提供できる。さらにCEPA Vでは、香港のフランチャイズおよび非フランチャイズ・バス運行企業ならびに公共輸送小型バス運行企業が、大都市間定期乗客輸送運行業を提供する合弁事業を設立することを許可された。

海上輸送

中国のWTOの公約および国際海上輸送業の海外投資管理に関する規制によれば、海運貨物運搬、海運通関、コンテナ・ステーションおよびデポ・サービス、国際海運、国際船荷取扱、国際船舶管理、国際荷役、国際海運コンテナターミナルおよびヤード事業に従事できるのは、外資比率が過半数以下の合弁事業だけである

それに対してCEPAでは、国際船舶管理サービス、コンテナ・ステーションおよびデポ・

⁵ 広東・香港越境長距離バス・サービス

サービス、非船舶運用一般輸送サービス、港湾荷役サービス、香港と本土港間のタグポート・サービス、船舶整備・修理サービス、国際海運コンテナ・リース・売買・修理、コンテナ部品売買、香港船籍船の船舶調査など、海運サービスに従事する100%所有子会社を設立できる。

さらにCEPA Vでは、香港企業は、第三者国際船舶代理業を提供する本土合弁事業の51%以下を所有することができる。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づく香港企業のアクセス範囲
<ul style="list-style-type: none"> 外国企業は、海上輸送分野の合弁企業の49%まで所有できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際船舶管理サービス、コンテナ・ステーションおよびデポ・サービス、非船舶運用一般輸送サービス、港湾荷役サービス、香港と本土港間のタグ・ポート・サービス、船舶整備・修理サービス、国際海運コンテナ・リース・売買・修理、コンテナ部品売買、香港船籍船の船舶調査など、海運サービスに従事する100%所有子会社を設立できる。*
	<p>* CEPAの補遺5の「所有船舶のトン数によって算出した香港船籍船の比率が50%以上でなければならない」という規定は、タグ・ポートサービスを提供する香港企業には適用されない。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 香港企業は、国際海運コンテナのリース、売買、コンテナ部品販売に従事する100%所有子会社を設立できる。 香港企業は、香港船籍船の船舶調査を提供する100%所有子会社を設立できる。
	<ul style="list-style-type: none"> 2008年1月以降、香港企業は、第三者船舶代理業を提供する合弁事業を本土で設立できる。ただし、香港企業の出資比率は51%を超えてはならない。

流通サービス

CEPAは、すでに開放されていた中国本土の流通市場に対する参入障壁を撤廃するのにさらに大きく貢献した。WTOの公約に従い、本土政府は、2006年12月に流通サービス分野の外資参入に対する制限を、1項目を除いて全廃した。廃止されなかった項目は、外国企業1社が中国で30店以上を経営し、それらの店舗で医薬品、農薬、マルチングフィルム、化学肥料、植物油、食用糖、木綿を取り扱う場合には、外国人株式持分比率が49%を超えてはならないとする規制である。

2007年6月に発表されたCEPAに基づく自由化措置によって、この出資制限は2008年1月から廃止され、中国本土に店舗数51店以上持つ香港企業は、株式持分比率65%までの支配株主になることができる。これによって本土市場で積極的な事業拡大を進めるための柔軟性

と誘因が香港の大手小売企業に与えられることになるであろう。

個人所有店

CEPAの個人所有店規定は、香港住民の移転および起業を促す重要な措置である。個人所有店の参入分野が拡大され、この措置は香港の住民に大きな機会と選択肢を提供している。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づく香港企業のアクセス範囲
<p>・中国のWTO加入議定書の公約には、外国人に対する本土での個人所有店経営の許可は含まれていない。</p>	<p>・CEPAに従い本土政府は、中国公民の香港永住者のみが、外資に適用される承認手続の適用を受けずに、(1) 小売 (2) 食品およびケータリング (3) 理容 (4) 美容およびヘルスケア・サービス (5) 入浴 (6) 家電品、日用品修理 (7) 製品および技術の輸出入 (8) 写真撮影・DPE (9) クリーニング・染色 (10) 自動車・バイク修理・整備 (11) 作物栽培 (12) 畜産 (13) 水産養殖 (14) コンピュータ修理 (15) 技術交換・促進サービスに従事する個人所有店*を本土のすべての省または市に設立することを許可した。</p> <p>・2008年1月以降、香港永住者の個人所有店の営業分野がさらに以下の分野で拡大される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピュータ・サービス 2. ソフトウェア・サービス 3. 陸運貨物運送サービス 4. 国際貨物運送およびクーリエ以外の輸送サービス 5. 倉庫・保管サービス 6. 企業向けの翻訳・通訳サービス

注記：* 個人所有店は8人以下で経営しなければならない。

通信サービス

CEPAに基づき、香港企業は、インターネット・データセンター・サービス、保存・転送サービス、コールセンターサービス、インターネット・アクセス・サービス、コンテンツ・サービスを含む、付加価値通信サービスを中国本土で提供することを許可されている。さらにCEPA Vでは、香港企業は、通信事業分類の定義による本土IPベース仮想私設ネットワーク（MIVPN）を提供するために、地理的制限を受けずに本土に合弁企業を設立できるようになった。ただし、香港企業の出資比率は50%を超えてはならない。

香港企業と認定されるには、香港で連続3年以上のMIVPN運営実績があり、通信当局の発行する関連通信免許を保有していなければならない。香港企業は、新たに合弁企業を設立する以外に、MIVPN分野の本土企業と合併するか、本土企業の株式を取得することでも

きる。ただしこの場合にも、香港企業の出資比率は50%を超えてはならない。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づく香港企業のアクセス範囲
<ul style="list-style-type: none"> ・外国企業は出資比率が49%以下の合弁企業を設立できる。 ・上海、広州、北京、成都、重慶、大連、福州、杭州、南京、寧波、青島、瀋陽、深セン、廈門、西安、太原、武漢での中国と外資との合弁企業設立が許可されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・香港企業は出資比率最大50%の合弁企業を設立し、(1) インターネット・データセンター・サービス、(2) 保存・転送サービス、(3) コールセンターサービス、(4) インターネット・アクセス・サービス、(5) コンテンツ・サービスを提供できる。 ・地理的制限は課されない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年1月以降、香港企業は、通信事業分類の定義による本土IPベース仮想私設ネットワーク(MIVPN)を提供できる。ただし、香港企業の出資比率は50%を超えてはならない。 ・地理的制限は課されない。

専門職資格の相互認定および資格試験

CEPAによって香港企業が中国本土で従事できるサービス産業の分野が拡大されただけでなく、専門職資格の相互認定や香港居住者による本土の資格試験の受験許可を通じて、本土のサービス市場に参加する香港の専門職従事者や住民に対する許容範囲も拡大された。

CEPAのこれまでの段階で、不動産鑑定士、証券および先物の専門家、建築家、保険数理士、弁理士、技術者を含め、専門職資格の相互認定に関してすでに合意が成立している。また適格な香港住民は、本土のさまざまな専門職および技術職の資格試験を受験することができる(医師、弁護士、数理士、技術者、会計士等)⁶。

CEPA Vで中国本土と香港は、登録電気審査設計技師および登録公共施設審査設計技師の相互認定に関して、両者の管轄当局および専門職団体が協議を開始することに合意した。また両者は、相互認定制度を通じて資格を取得した建設分野の専門家の登録や営業問題を取り扱う作業部会の設置のほか、登録地質工学調査設計技師、土地測量技師に関する技術

6 これには、登録建築家、登録構造義肢、登録土木技師(地質工学)、建設監督技師、コストエンジニア、登録都市プランナー、不動産業者、登録安全性技師、登録原子力安全性技師、建設者、登録施設技師、登録化学技師、登録土木技師(港湾および水路)、登録施設監督技師、環境影響度アセスメント技師、不動産鑑定人、登録電気技師、会計技術者、会計補佐、会計士(専門職資格)、公認税理士、公認資産鑑定人、補綴専門医、歯科矯正医、採掘権鑑定人、登録顧問技師、国際ビジネス専門家、土地登記代理人、宝石鑑定人、翻訳家、コンピュータ技術者、ソフトウェア技術者の資格試験も含まれる。

交換を開始することにも合意した。

CEPA Vで新たに適用されたサービス分野

すでに述べたようにCEPA Vでは、11の新たなサービス分野を含め、計28のサービス分野で40もの自由化措置が実施される。

このうちCEPA Vで追加された新サービス分野は高齢者サービスと公益事業の2つで、残り9分野は、中国アセアン自由貿易区サービス貿易（CAFTA-TIS）協定により中国本土がアセアン諸国に対して開放したサービス分野で、これまでのCEPAでは取り上げられていない（これら9分野には下表で*印が付けられている）。航空輸送および陸上輸送サービスは、CAFTA-TISとCEPA Vの両方で取り上げられている既存のCEPA分野である。

CEPAに追加された新サービス分野

ビル清掃*	市場調査*	経営コンサルティング関連サービス*
コンピュータおよび関連サービス*	写真サービス*	スポーツ・サービス*
高齢者サービス	印刷*	翻訳・通訳*
環境サービス*	公益事業サービス	

* 中国アセアン自由貿易区サービス貿易協定の適用対象

CAFTA-TIS協定で中国は、建設、環境保護、輸送、スポーツ、商業を含め、WTOの公約に基づき、幅広いサービス分野をアセアン諸国に対して開放することを約束している。TIS協定は2007年7月に発効した。

高齢者向け社会サービス

CEPA Vでは、香港企業が100%所有民間非政府企業を広東省に設立し、高齢者サービスを提供することが試験的に許可される。香港企業が広東省および他省に100%所有子会社を設立し、高齢者介護サービスを提供する場合、これまでは民間企業としてしか登録できなかった。今回の措置はこれに比較して大きな規制緩和といえる。

中国国務院の「民間非企業単位の登録と管理に関する暫定規制」によれば、民間非政府企業とは、企業、公益事業、社会機関、その他の地域組織によって設立され、非営利サービス提供のための非政府資産を所有する地域社会事業体を指す。

民間非政府企業の設立を許可するCEPA Vに基づく自由化措置は、香港における高齢者介護サービスの実績が3年以上で、次の条件を満たす香港企業に有益である。

-
- ・香港社会福祉部発行の有効な老人ホーム免許を保有する企業
 - ・政府の助成を受け、高齢者介護サービスに従事するNGO

公益事業

中国では、インフラ支出と世帯所得の増大につれて急速に都市化が進んでいる。CEPA Vでは、中国本土の中規模都市におけるガス、暖房、上下水道のインフラを建設、運営する100%所有子会社の設立が許可され、香港企業の中国本土での公益事業分野の事業機会が拡大された。

環境サービス

中国本土では、急速な都市化と工業化に伴い、その環境への副作用が懸念されるようになった。中国はWTO加入議定書に基づいて、外国企業が合弁企業を設立して環境サービスを提供することを許可し、株式持分比率も過半数の所有を認めた。CEPA Vでは香港企業にWTOプラスの待遇が与えられ、香港企業は本土に100%所有子会社を設立し、環境保護サービスを提供できるようになった。

香港はこれまで地域内および世界の企業と良好な取引関係を維持してきた。これにより香港には言語と、優れた通信インフラの両面で優位性があり、世界の環境情報に容易にアクセスすることができる。したがって、環境保護産業において香港は、海外からの中国本土への技術移転に関してのリーダーおよび仲介者となりうる有利な立場にいる。

CEPAに基づいて香港企業に許可されたサービス提供範囲は、WTOに基づいて認められたサービスと同様で、下水、ゴミ処理、排ガス浄化、騒音軽減、衛生、自然および景観保護、その他の環境保護サービスが含まれているが、環境品質監視や汚染源調査は含まれていない。

不動産

中国政府はWTO加入議定書の公約に従い、手数料または契約ベースで不動産サービスを提供する過半数所有合弁企業を外国企業が設立することを許可すると約束した。2005年5月に中国政府は、不動産管理会社を3つの資格クラスに分類する不動産管理会社資格認定管理制度を導入し、各クラスで許可される不動産管理分野を規定した。

CEPA Vでは、香港企業の中国本土での不動産管理会社の資格を審査する際、その企業が香港と本土で管理する不動産を統合したポートフォリオ（総床面積）が考慮されるようになった。香港の不動産管理会社の大半は中小企業のため、このCEPA Vに基づく措置は、実質的に本土市場の参入条件を引き下げ、香港企業に拡大アクセスを与えることになる。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づく香港企業のアクセス範囲
<ul style="list-style-type: none"> ・手数料または契約ベースの不動産サービスに関しては、外国企業による過半数所有の合弁企業が許可されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料または契約ベースの不動産サービスに関しては、100%所有子会社の設立が認められている。 ・2008年1月以降、香港企業の中国本土での不動産管理会社の資格を審査する際、その企業が香港と本土で管理する不動産の統合ポートフォリオ（総床面積）が考慮される。
<ul style="list-style-type: none"> ・高級不動産プロジェクトを除いて、所有またはリース不動産に関する不動産サービスを提供するために、外国企業は100%所有子会社を設立できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・100%所有子会社を通じて高級不動産プロジェクト⁷のためのサービスを提供できる。

ビル清掃

中国はCEPAに基づき、建設、不動産および関連サービスに従事する香港企業のために多くの自由化措置を段階的に実施してきた。CEPA Vでは、香港企業はビル清掃サービスを提供する100%所有子会社を中国本土に設立できるようになった。

コンピュータおよび関連サービス

中国はWTOの公約に従い、ソフトウェア導入サービス、データ処理サービスを提供する、外国企業による過半数所有合弁企業の設立を許可した。CEPA Vでは、香港企業にWTOプラスの中国本土市場に対する自由化措置が与えられ、香港企業は、ソフトウェア導入サービス、データ処理サービスを提供する100%所有子会社を本土に設立できるようになった。

ソフトウェア導入サービスとは、パッケージソフトとカスタマイズソフトの両方を含め、ソフトウェアの開発、導入に関連するすべてのコンサルティング・サービスを意味する。広範にはソフトウェア導入サービスには、システムおよびソフトウェア・コンサルティング、システム解析、システム設計、プログラミング、システム・メンテナンスが含まれる。

データ処理サービスには、データ処理およびタブ、タイムシェアリング、他のデータ処理サービスが含まれる。

⁷ 高級不動産プロジェクトでは、単位当たりの建設費が同じ都市の単位当たり平均建設費の2倍以上の不動産プロジェクトをいう。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づく香港企業のアクセス範囲
<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア導入サービスを提供する、外国企業過半数所有の合併企業の設立が許可されている。 ・データ処理サービスを提供する、外国企業過半数所有の合併企業の設立が許可されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年1月以降、香港企業は、ソフトウェア導入サービスを提供する100%所有子会社を本土に設立できる。 ・香港企業は、データ処理サービスを提供する100%所有子会社を本土に設立できる。

その他のサービス

CEPA Vに従い、香港企業は100%所有子会社を設立し、以下のサービスを提供できるようになった。

- ・スポーツイベント・プロモーション・サービス、スポーツイベント開催サービス、スポーツ施設運営サービス（ゴルフ場の開発を除く）
- ・写真サービス
- ・翻訳・通訳
- ・パッケージ資材の印刷、結合形成サービス
- ・経営コンサルティング分野の建設業を除いたプロジェクト管理サービス

それ以外に、次のサービスを提供できる。

- ・出資比率の低い合併企業を設立し、出版物およびその他の印刷物のための印刷サービスを提供できる。
- ・合併企業を設立し、市場調査サービスを提供できる。
- ・経営コンサルティング分野の建設業を除いたプロジェクト管理サービスを越境して提供できる。

CEPAの影響と展望

CEPAは、香港政府が中国本土へ製品およびサービス貿易のさらなる自由化措置や今後の協力分野について交渉をすすめるための、オープンかつ発展中のプラットフォームである。

CEPA Vに基づいて11の新分野を含め、28のサービス産業で40もの自由化措置が実施され、計38のサービス産業が香港に開放された。これによってCEPA Vは、香港企業が本土で提供できるサービス産業の範囲を大幅に拡大した。これまでと同じように、CEPAに基づく

WTOプラス自由化措置が、本土市場進出の分野で他の経済圏の競合企業に対する優位性を香港企業、特に中小企業に与えている。CEPA Vにはさらに、他の交易国と締結された自由貿易協定に配慮して、WTOプラスと同様な特惠待遇の公約が盛り込まれた。例えば、経営コンサルティング関連サービスや写真サービスに関して、アセアン諸国の企業はCAFTA-TIS協定に基づき、それらのサービスを提供する合弁企業を本土に設立することを許可された。これを考慮してCEPA Vでは、CAFTAプラスの待遇として香港企業によるこれらの分野での100%所有子会社の設立が許可された。

また個人所有店に関連する更なる自由化措置によって、香港居住者が本土で行う事業の範囲や柔軟性が拡大され、香港居住者の起業を刺激することになった。個人所有店の経営者は外資の場合と違い、個人所有店の設置には承認手続は不要であるが、本土の適用法、規制および行政命令を遵守しなければならない。

2007年6月に発表されたその他の重要なCEPA自由化措置に、香港企業が広東省および上海市に100%所有子会社を設立し、海外展示会の主催サービスを提供したり、同省および同市で展示会の主催を許可する試験的な制度がある。また香港企業による広東省の永住者向けの香港/マカオ団体旅行の主催を許可する現行の試験的制度が、CEPA Vではさらに広西、湖南、海南、福建、江西、雲南、貴州、四川省や自治区に拡大された。香港企業が中小企業中心であることに配慮して、香港から本土へのサービスの越境提供を認め（例えばプロジェクト管理サービス）、それによって中小企業の本土市場へのアクセスを拡大し、事業機会を増やす措置もCEPAには盛り込まれている。

製品貿易に関しては、ゼロ輸入関税措置によってブランド、デザイン、品質、技術面で付加価値の高い製品や、知的所有権価値比率の大きい製品に対する投資やそのような製品の生産施設が香港に誘致される可能性がある。また現在香港でまだ生産されていない製品に関しても、原産地規則に関する香港と本土の年2回の協議によって原産地規則が制定されれば、その製品に関心を持つ企業を香港に誘致できる可能性がある。

 香港貿易發展局
Hong Kong Trade Development Council

HONGKONG | JAPAN
BUSINESS CO-OPERATION
COMMITTEE

香港貿易發展局（香港・日本經濟委員會 事務局）

東京事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町3丁目4番地 トラストイ麹町ビル6階
電話：03-5210-5850 ファックス：03-5210-5860 E-mail：tokyo.office@tdc.org.hk

大阪事務所

〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3番13号 大阪国際ビルディング10階
電話：06-4705-7030 ファックス：06-4705-7015 E-mail：osaka.office@tdc.org.hk

<http://www.tdctrade.com> (英語) <http://japan.tdctrade.com> (日本語)